

NHKが行う主なインターネットによる番組配信サービスの概要

資料4 - 3

【参考】他の有料配信事業者によるNHK番組の配信

財源	受信料				受信料外				
放送法 (実施根拠)	第20条第2項第2号業務 (B to C)							NHKは20条2項3号業務 (B to B)として番組提供	
配信プラットフォーム	NHKのサイト・アプリ				外部事業者		NHKのサイト・アプリ	外部事業者 Amazon U-NEXT J:COM ほか	外部事業者
サービス名称	NHKオンライン				TVer	radiko	NHKオンデマンド	Netflix FOD Paravi ほか	
	NHKプラス	NHKラジオらじる★らじる	NHK for School 等	NHK WORLD - JAPAN					
サービス	・1日18時間程度 ・同時 ・見逃し(7日間)	・同時 ・聴き逃し(放送直後から一定期間)	放送直後から一定期間	・同時 ・放送直後から一定期間	見逃し(7日間)	同時	放送直後から一定期間	放送後一定期間(事業者とNHKで合意した期間)	
コンテンツ	総合テレビ、Eテレ	R1、R2、NHK-FM	学校放送番組など、テレビ・ラジオ番組	NHKワールド Japan、ラジオ日本(テレビ・ラジオの国際放送)	テレビ7番組程度	R1、NHK-FM	約7,000タイトル	テレビ番組	
対応端末	PC、スマホ、タブレット	PC、スマホ、タブレット	PC、スマホ、タブレット	PC、スマホ、タブレット	PC、スマホ、タブレット(一部テレビ)	PC、スマホ、タブレット(一部テレビ)	PC、スマホ、タブレット、テレビ(テレビは外部事業者経由のみ)	事業者によって異なる	
有料・無料	無料 (受信契約者とその構成員が対象・認証あり)	無料	無料	無料	無料	無料	有料 (月額900円 税別)	有料(NHKから事業者には有償で提供)	
配信エリア	日本国内のみ	日本国内のみ	制限を設けていない。但し国内番組のみ	全世界	日本国内のみ	日本国内のみ	日本国内のみ	事業者によって異なる(現時点では日本国内のみ)	

**放送番組の同時配信等にかかる
制度設計 および
裁定制度への要望等**

2020年9月4日

日本放送協会



1. 制度設計にあたって

《権利処理の円滑化のために》

○放送の許諾を得た場合は、同時配信等の許諾を得たものとして同時配信等もできるようにしていただきたい。

権利制限規定等で放送において許諾が不要なものは、同時配信等も許諾不要で行えるようにしていただきたい

○集中管理の進んでいない分野においても、著作物等の集中管理を進めていただきたい。

- 集中管理が進むことで、権利者との間の取引コストの抑制等に寄与し、著作物等の流通の促進につながると考える

2. NHKにおける放送番組の同時配信等にかかる権利処理の課題

① 放送のみ許される権利制限等

同時配信等では適用されない規定がある。

② 楽曲の支分権管理

放送と同時配信等で管理事業者が違ふことでワンストップで権利処理が出来ない場合がある。

③ 商業用レコードの使用

アウトサイダーの市販CDは、放送では必要のない個別の権利処理が、同時配信等では必要。海外の場合は、許諾を得るのは実質的に不可能。

④ 実演のリピート放送

リピート放送では許諾不要だが、同時配信等では許諾が必要。

⑤ 借用素材の権利処理

制作から放送までの時間が短いニュース等の生放送番組では、配信の諾否が未確認のものや許諾条件の交渉が間に合わなかった素材も、生放送中にフタかぶせをせざるを得ない。修正漏れなどリスク対応も含め大きな負担。

⇒ これらの課題により、同時配信等でのリスクあるいはフタかぶせを減らすため、これまで放送で使用していた著作物等が、放送でも使用できなくなる可能性もあり、文化の発展を妨げることにつながりかねない。

2. 同時配信等のサービス範囲

① 同一性について

「放送対象地域と同一」、「放送番組と同一」について柔軟な規定であることが望ましい。

- 「NHKプラス」を含むNHKポータル「NHKオンライン」、
「NHKオンデマンド」で提供している番組は、いずれも
日本全国どこでも視聴できるように配信している。
- 配信の許諾が得られない借用素材等は「フタかぶせ」をしたり、
見逃し配信のために一部必要な修正を加えたりすること等が
ある。

2. 同時配信等のサービス範囲

②期間について

同時配信中に行う「追っかけ再生」、同時配信に引き続き行う、一定期間の「見逃し配信」についても、制度改革により権利処理の円滑化につながることを望ましい。

- 「NHKプラス」は、総合テレビとEテレの同時配信（追っかけ再生を含む）と放送後1週間の見逃し配信を実施している。
- 海外の公共放送局では、見逃し配信期間は1週間～30日間程度となっており、今後事業者によってさまざまなサービスがあり得ることも考慮すれば、30日間程度とするのが望ましい。

3. 裁定制度について

アーカイブスの活用では、裁定制度の見直しを図ることで、制度が利用しやすくなると思われる。

- 規制改革実施計画において、映像資産の活用促進のためNHKが保有する過去番組のインターネット無料配信の充実が求められている。

《見直しの提案》

○相当な努力の要件

不明権利者の探索のためのウェブサイトへの掲載は、管理事業者のウェブサイトでも可とし、ウェブサイトへ掲載した時点で並行して文化庁への裁定申請を可能としてはどうか。

○申請手続き

申請書類の電子化、メールでの受付を可とする等、更なる手続きの簡素化が図れるのではないか。